島根県版

【フラット35】地域連携型

地方公共団体による
補助金交付等とセットで【フラット35】の金利を引下げ

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット３５】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

NEW！

「県産木材利用促進事業」及び「しまね省エネ住宅・再エネ設備パッケージ補助金」が対象になりました！

当初5年間の借入金利　子育て支援　空き家対策　年0.5%引下げ　地域活性化　年0.25%引下げ

金利引下げメニューの組合せ例

新築戸建住宅

こども2人

（例）借入金利が1.89%である場合

	当初５年間	６年目以降
金利	年 1.39%	年 1.89%
返済額（※1）	90,247円（▲7,446円）	96,693円（▲1,000円）
総返済額（※１）		40,224,401円（▲806,756円）

<金利引下げポイント>
■【フラット３５】子育てプラス　P P
＝合計２ポイント

こども2人　ZEH　または　長期優良住宅　対象の補助金を利用

（例）借入金利が1.89%である場合

	当初５年間	６～10年目	11年目以降
金利	年 0.89%	年 1.39%	年 1.89%
返済額（※1）	83,156円（▲14,537円）	89,264円（▲8,429円）	94,629円（▲3,064円）
総返済額（※１）			38,734,035円（▲2,297,122円）

<金利引下げポイント>
■【フラット３５】子育てプラス　P P
■【フラット３５】S（ZEH）　P P P
または
■【フラット３５】S（Aプラン）＋維持保全型
■【フラット３５】地域連携型（地域活性化）　P
＝合計６ポイント

※１【試算例】
借入額3,000万円（融資率９割以下）、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.89%の場合。
（）内の数字は、金利引下げの適用を受けない場合（０ポイント）との比較。
※上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、火災保険料などは含まれず、お客さまの負担となります（借入額に含めることができる場合があります）。
※試算結果の数値は概算です。
※取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※金利引下げメニューの併用について、詳細はフラット３５サイト（www.flat35.com）をご覧ください。
※土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）等で新築住宅を建設または購入する場合、【フラット３５】子育てプラス、【フラット３５】S、【フラット３５】維持保全型はご利用いただけません。

⚠【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご家族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。

【フラット35】地域連携型が利用できる地方公共団体一覧（島根県内）

凡例　新築・中古：◎、新築：○、中古：●

地方公共団体	地方公共団体の補助事業等名	子育て支援	空き家対策	地域活性化	お問い合わせ先
島根県	しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業	●			建築住宅課 住宅企画係 0852-22-5226
島根県	県産木材利用促進事業			◎	林業課　木材振興室 0852-22-6749
島根県 NEW!	しまね省エネ住宅・再エネ設備パッケージ補助金			○	環境政策課　エコライフ推進係 0852-22-6343
松江市	松江市子育て世帯定住団地取得支援補助金	○			住宅政策課 住宅政策係 0852-55-5344
松江市	松江市中古木造建築物改修及び除却支援事業補助金		◎		住宅政策課 空家対策係 0852-55-5346
浜田市	浜田市結婚新生活支援事業補助金	◎			定住関係人口推進課 0855-25-9511
浜田市	浜田市住宅リフォーム助成事業補助金	●	●		建築住宅課 0855-25-9632
出雲市	出雲市移住促進住まいづくり助成金			◎	縁結び定住課 0853-21-6629
雲南市	雲南市子育て世帯定住宅地購入補助金	◎			うんなん暮らし推進課 0854-40-1014
津和野町	つわの住まいる応援事業補助金	◎			つわの暮らし推進課 0856-74-0092
津和野町	津和野町結婚新生活支援事業補助金	◎			

※補助金交付を受けるための条件および最新の交付状況等については、各地方公共団体にご確認ください。

【フラット35】地域連携型をご利用いただくための要件

地方公共団体から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。交付を受けるための条件については、各地方公共団体にお問い合わせください。

※【フラット35】地域連携型、【フラット35】子育てプラス、【フラット35】S、【フラット35】中古プラス、【フラット35】リノベ、【フラット35】維持保全型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、【フラット35】地域連携型は地方公共団体の補助事業が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。
※【フラット35】のご利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧いただくか、カスタマーセンターまでお問い合わせください。

【フラット35】サイト
【フラット35】地域連携型を
利用できる地方公共団体や利用要件などを
確認できます！
フラット35 地域連携型　検索

住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構　カスタマーセンター
ハロー　フラット35
0120-0860-35　通話無料
お気軽にお電話ください。土日も営業しています（祝日、年末年始を除く。）。営業時間　9：00～17：00
利用できない場合（国際電話など）は、次の番号におかけください。☎ 048-615-0420（通話料金がかかります。）

（2025年11月1日現在）